

介護ヘルパー窃盗冤罪事件

最高裁は口頭弁論を開き、公正・慎重な裁判を！

貴第2小法廷に係属している介護ヘルパー窃盗えん罪事件について、公正・慎重な審理のうえ、口頭弁論を開廷することを要請するものです。

安澤篤史さんは、障害者介護をしているNPO法人のセンター職員として、Hさんの介護をしていました。センターはHさんの介護を7人のメンバーで行い、安澤さんは火曜日の担当者でした。

2009年6月22日になって、Hさんの勤務日であった16日に、Hさんのウエストポーチから銀行のキャッシュカードを窃取し、銀行ATMから金3万円を引き出して着服した容疑がかかっていることを知らされました。その後、練馬警察署に逮捕されましたが、安澤さんは一貫して「私はやっていません」と無実を主張し続けました。しかし、東京地検は被害を受けたというHさんの訴えを取り上げ、起訴したのです。

東京地方裁判所の裁判で、東京地検は安澤さんがキャッシュカードを窃取したこと、そのキャッシュカードを利用して3万円を窃取した事実を証拠に基づいて証明することは出来ませんでした。ところが、東京地方裁判所は検察の主張を認め、客観的証明がないまま「Hさんの主張は正しい」が安澤さんの主張は認められない、と懲役1年の実刑判決をしました。さらに東京高等裁判所も弁護側からの新たな証拠調べ請求をすべて却下し、事実調べをしないまま、安澤さんの控訴を棄却しました。

そのために真実を追究し、今度こそ公正な裁判をして欲しいと期待して最高裁判所へ上告し、貴第2小法廷に係属しています。裁判の正義を実現するために、弁護団提出の上告趣意書を精査して、公正・慎重な裁判を行い、口頭弁論を行うことを重ねて要請します。

氏名	住所	カンパ

最高裁判所第2小法廷 須藤正彦 裁判長 殿

<署名送付先>

無実の安澤篤史さんを支援する会

〒350-1114 埼玉県川越市東田町 8-12 佐賀ビル 2階

長沼法律事務所 気付